

論 説

年金基金のクロスボーダー投資所得の減免税に関する一考察

名古屋国税不服審判所 首席国税審判官
江 崎 純 子

◆SUMMARY◆

年金基金又は年金計画のクロスボーダーでの投資運用益について、租税条約上、源泉地国での減免税の措置が設けられている条約が増えているが、本稿は、年金基金のクロスボーダー投資所得への減免税に関して、OECD モデル条約のコメンタリーにおける議論や諸外国の事例等も参考に、条約の減免税の制度やそれに関する手続き等を概観し、検討を加えたものである。

本件の論点に関して詳述した論稿はこれまでなく、わが国ではこれまで争訟になった事例もないため、今回の論稿はやや概括的なものとなっているが、国際源泉課税における重要なテーマの一つであり、実務的にも参考になるものと思われる。

(税大ジャーナル編集部)

キーワード：年金基金、年金計画、租税条約、国際源泉課税、減免税手続き

本内容については、すべて執筆者の個人的見解であり、
税務大学校、国税庁あるいは国税不服審判所等の公式
見解を示すものではありません。

目 次

1	はじめに	2
2	我が国の年金制度の概要	4
3	租税条約上の「年金基金」の定義	4
4	OECD コメントリにみる議論	6
5	諸外国の事例	7
6	条約減免税の手続	10
7	さいごに	14

1 はじめに

我が国の企業年金制度（確定給付企業年金、厚生年金基金、確定拠出年金）の税制は、拠出時非課税（Exempted）、運用時課税（Taxed）、給付時課税（Taxed）の ETT 型と言われるが、運用時課税について、利子配当等、運用益が非課税⁽¹⁾であることの代替として、年金積立金に対して年 1.173%の退職年金等積立金に対する法人税（以下「特別法人税」という。法人税法第 83 条以下。）が課されることとなっている⁽²⁾。しかし、この特別法人税は、低金利の状況や企業年金の財政状況等を踏まえて、平成 11 年度以降現在にいたるまで凍結措置が継続しており（直近では令和 8 年 3 月 31 日まで凍結措置が延長）、事実上、企業年金の投資運用益の非課税が継続している。また、国民年金、厚生年金、国民年金基金等、公的年金についても、政府管掌であることから、投資運用益は非課税である⁽³⁾。

諸外国の年金の形態は様々で年金税制も異なるが、米国、英国、ドイツ、フランスなど主要国においても、年金基金又は年金計画の投資運用益は非課税となっているようである⁽⁴⁾。年金基金は機関投資家でもあり、クロスボーダーでの投資運用も相当規模で行われていると考えられる⁽⁵⁾が、クロスボーダー投資でも運用益が非課税となるよう、年金基金の投資運用益につい

⁽¹⁾ 配当・利子等の運用益について、企業年金等では信託会社等との資産管理契約が必須（確定拠出年金法 8 条 1 項等）であり、この契約に基づく収益は受益者の収益とみなされず（所得税法第 13 条第 1 項）、受託者の収益ともみなされない（法人税法第 12 条第 3 項）ため非課税となる。

⁽²⁾ 特別法人税は、昭和 37 年に適格退職年金制度が導入された際に導入されたものであり、企業年金の積立金は年金等受給時まで課税が繰延べられる場合には何らかの負担を求めてもよいとの考え方から、その積立金に対して特別法人税を課税することとされた（昭和 37 年税制調査会答申 581 頁）。

⁽³⁾ これらの制度全般の概要について、篠原克岳「年金課税のあり方について」税大論叢 77 号 27 頁（2013）。

⁽⁴⁾ 財務省「主要国における公的年金税制の概要」（2024 年 1 月現在）

（https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/income/073.pdf）（令和 7 年 5 月 25 日最終閲覧）。

⁽⁵⁾ 公的年金についてであるが、年金積立金は、GPIF（年金積立金管理運用独立行政法人）に寄託され、主に民間の運用機関（信託銀行及び投資顧問会社等）に投資判断が一任され市場運用が行われている。基本ポートフォリオとして、運用資産の半分を外国資産（外国債券、外国株式）とすることとなっている。（厚生労働省、「年金制度の仕組みと考え方」第 14 年金資金運用 4 頁、6 頁）

（<https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/001021104.pdf>）（令和 7 年 5 月 25 日最終閲覧）。

て源泉地国での税の免除の規定が設けられている租税条約も多い。これは両締約国が国内法上、自国で設立された年金基金に生ずる投資所得を免税とするアプローチをとる場合に、資本中立性を達成するため、各国の年金基金のクロスボーダーでの投資運用についても、租税条約締結国間で相互に非課税としているものと解されている^⑥。

ところで、条約締約国間において、租税条約上の用語の定義や解釈が一致しないことは起こり得ることであり、これまでも使用料やハイブリッド事業体等の問題等、様々な問題が提起され、議論されてきたところであるが、年金制度についても、国ごとに制度が様々であることもあり、年金基金のクロスボーダーでの投資運用益についても、同様の問題は起こり得るように思われる。例えば、「年金基金」は国によって制度が異なり、公的年金として政府関係機関が直接所掌しているものの他、私的年金には独立した法人格を有しているものもあれば、“仕組み”（契約、信託など）であって、独立した法人格を有しない場合もあり、このような場合に、年金基金の投資運用益の減免税をどのようにすべきか、という問題があろう。このような年金基金の制度の国毎の差異にも対応できるよう、租税条約上、年金基金のクロスボーダーでの投資運用益について、源泉地国における減免税の適用がある場合、租税条約の定義規定（又は特典条項）に、減免税の適格となる「年金基金」の要件が明記され^⑦、適用上の問題が生じないように配慮されている条約も多い。その規定ぶりは、それぞれの租税条約毎に若干異なっているが、特に、近年改正された条約においては、より規定が明確化されているように思われる。

年金基金のクロスボーダー投資所得への減免税に関して、その仕組みや手続き等に関して詳述した論稿はこれまで見当たらず、我が国ではこれまで争訟になった事例もないが、諸外国の事例等も参考に、仕組みや手続面について検討することとしたい。

⑥ 2017年版OECDモデル条約 第18条コメンタリ・パラ69。

⑦ 租税条約の中に「年金基金」の定義規定があるもの

「年金基金」固有の免税条項がある条約	(配当及び利子) オランダ、コロンビア、ベルギー (配当のみ) アイスランド、アメリカ、イギリス、オーストリア、スイス、スペイン、チリ、ロシア (利子のみ) カタール、トルクメニスタン（*）、クウェート（**）、サウジアラビア（**）
免税条項はないが、租税条約上の一般の軽減税率の適用を受けることが可能として定義規定を置く条約	(一般的定義条項におくもの) アルゼンチン（*）、アルメニア（*）、ウルグアイ、エクアドル、ギリシャ、クロアチア、ジャマイカ、ジョージア、セルビア、ペルー、モロッコ (特典条項におくもの) オーストラリア、スウェーデン、ドイツ、ニュージーランド、リトアニア (一般的定義条項と特典条項の双方におくもの) エストニア、デンマーク、ラトビア (その他議定書等) フランス

（*は、現時点で未発効。**は、定義規定はないものの、免税条項がある条約。）

（財務省ホームページから確認）（令和7年5月25日最終閲覧）。

2 我が国の年金制度の概要

検討に先立ち、現行の年金制度の枠組みを概観する⁽⁸⁾。

(1) 3階建て構造

我が国の年金制度は、いわゆる「3階建て」の構造になっており、1階部分は、①20歳以上の人が共通して加入する国民年金、2階部分は、②会社員や公務員等が加入する厚生年金であり、これらが公的年金と呼ばれるものである。3階部分には、③公的年金とは別に保険料を納め、公的年金に上乗せして給付を行う企業年金などの私的年金があり、私的年金には、企業が従業員のために実施する「企業年金」と、個人が自ら加入する「個人年金」がある。「私的年金」は広義では、民間保険会社が行うものや、独自の企業年金も含まれるが、本稿における「私的年金」は、法令で定められている要件を満たし、投資運用益への非課税など、国内税制上の優遇措置が適用される企業年金・個人年金を指すこととする。

なお、上記①、②の国民年金事業、厚生年金保険事業は、政府が管掌しているが、③の私的年金については、事業主、企業年金基金とその事業実施主体が異なることになる。

(2) 私的年金制度の仕組み

我が国において税制上の優遇措置（事業主は掛金を損金算入でき、現在は運用時課税も停止されているなど）が認められている企業年金は、大別すると「確定給付型（DB：Defined Benefit Plan）」と「確定拠出型（DC：Defined Contribution Plan）」の2種類があり、さらに確定給付企業年金には、規約型と基金型の2種類の運営方式がある。

「規約型確定給付企業年金」は、厚生年金適用事業所の事業主が実施主体であり、労使が合意した年金規約に基づき、企業と信託会社・生命保険会社等が契約を結び、母体企業の外で年金資金の運用、給付を行うものである。一方で「基金型確定給付企業年金」は、事業主が労働組合の同意を得て母体企業とは別の法人格を有する企業年金基金を設立した上で、当該企業年金基金が実施主体となり、年金資金の運用、給付を行うものである。

また、確定拠出年金には「企業型」と「個人型」の2種類があり、企業型は、労使が合意した規約に基づき事業主が実施するもの、個人型（iDeCo）は、国民年金基金連合会が個人型年金規約に基づき実施し、個人単位で加入するものである。

3 租税条約上の「年金基金」の定義

次に、租税条約上の「年金基金」の定義を確認する。

(1) 現行の OECD モデル条約における定義

2017年改訂後の OECD モデル条約では、「認定年金基金」は、「一方の締約国の居住者」に含まれるとされ（第4条）、条約特典を受ける適格者になる（第29条）と規定されており、「認定年金基金」の定義について、次のように規定している。

第三条（一般的定義）第1項 i)

一方の締約国の「認定年金基金」とは、当該一方の締約国において設立された団体又は仕組みであって、当該一方の締約国の租税に関する法令の下において独立した者として取

⁽⁸⁾ 厚生労働省ホームページ「年金制度の仕組みと考え方」

(https://www.mhlw.go.jp/stf/nenkin_shikumi.html)（令和7年5月25日最終閲覧）。

り扱われ、かつ、次のいずれかに該当するものをいう。

- (i) 専ら又は主として、個人に対する退職手当及び補助的又は付随的な手当を管理し、又は給付することを目的として設立され、かつ、運営される団体又は仕組みであって、当該一方の締約国又は当該一方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体によって規制されるもの
- (ii) 専ら又は主として、(i)に規定する団体又は仕組みの利益のために投資することを目的として設立され、かつ、運営される団体又は仕組み

(2) 我が国が締結している租税条約における定義

大枠としては、上記の OECD モデル条約に沿ったものであるが、必ずしも同じ規定ぶりとはなっていない。

イ 投資免税が定められている条約の例

日米租税条約では、年金基金の受領する配当について免税条項があり(第 10 条第 3 項(b))、第 3 条の一般的定義規定で「年金基金」の定義を以下のとおり定め、第 4 条において当該要件を充たす「年金基金」が居住者に含まれるとしている。

第 3 条第 1 項 (1)

- (i) 一方の締約国の法令に基づいて組織されること。
- (ii) 当該一方の締約国において主として退職年金その他これに類する報酬(社会保障制度に基づく給付を含む。)の管理又は給付のために設立され、かつ、維持されること。
- (iii) (ii)にいう活動に関して当該一方の締約国において租税を免除されること。

また、第 22 条(特典条項)において、「年金基金」について、「当該課税年度の直前の課税年度の終了の日においてその受益者、構成員又は参加者の 50%を超えるものがいずれかの締約国の居住者である個人である年金基金に限る。」と定めている。

投資免税が定められている他の租税条約も同様であるが、免税適格となる「年金基金」について、「計画、基金、信託財産その他の仕組み」とより具体的に規定している条約もある(日英租税条約第 3 条等)。また、OECD モデル条約の上記(ii)に相当する規定がない条約とある条約があり、後者の方が、年金基金の投資運用を目的とした機関も含まれることが明確であるように思われる。

ロ 「年金基金」固有の投資免税条項がない条約の例

「年金基金」の投資所得について免税規定はないものの、租税条約上の一般の軽減税率の適用が可能として明確化している条約の場合、特典条項又は一般的定義規定の中で「年金基金」を定義づけているものが多い。

例えば、日ドイツ租税条約では、特典条項において、「年金基金又は年金計画」は条約の恩典を受ける適格者であるとし(第 21 条第 2 項(d))、その要件を規定している(同条第 7 項(d))。

ハ 交換公文による明確化

いくつかの租税条約では、上記の条約上の定義規定に加え、交換公文において、免税適格

となる日本の「年金基金又は年金計画」について明確化している。

例えば、日英租税条約や日蘭租税条約の交換公文⁹⁾（日英租税条約は2006年2月2日付交換公文第1項、日蘭租税条約は2010年8月25日付交換公文第1項）では、国民年金法、厚生年金法などの法律が列挙され、「当該法の規定に従って実施される年金制度又は退職手当に関する共済制度により設立される年金基金又は年金計画」と、より詳細に要件が明確化されている。また、日コロンビア租税条約に関する交換公文（2018年12月19日付）、日スイス租税条約の改正議定書に関する交換公文（2010年5月21日付第1項）などでも同様となっており、条約上の免税適格となる「年金基金」を明確にするために、このような交換公文があるということであろう。

世界的な金融のハブであり、多くの投資ファンドが集積している英国やオランダにおいて、20年近く前から、租税条約上の免税適格の「年金基金」の要件がより明確にされていることは、年金ファンドの資金運用の安定が、国の政策として配慮されてきたことが窺える。また、日本においても、少子高齢化が進む中、年金基金受取配当免税は他国との条約交渉において重要な柱になるとの条約改正交渉担当者の見解¹⁰⁾もあり、重視されているということであろう。

なお、我が国の年金基金にとっては、投資先となる国の租税条約において、年金基金の要件が明確化されていれば問題なく、全ての租税条約で要件が必要ということではないと推察する。

4 OECD コメントリにみる議論

「年金基金」は、そもそも各国の国内法上定められている仕組みであって、法的、組織的性質も、国によって異なるものであって、OECD コメントリでは、第3条（一般定義）に関するコメントリの中で以下のように言及し、考慮が必要であることを示唆している。

- ある年金基金が、設立国の租税法においては、独立した「者」にはならないが、国内法上の認定年金基金としての要件を満たすとされている場合（例えば、信託のようなヴィークルを通じて手当が支給される場合など）、条約上の「認定年金基金」に該当することについて、租税条約の定義に追加される可能性があること（パラ 10.8、10.9）
- 認定年金基金は、一人の自営業者個人にも設立されうること（パラ 10.10）
- 認定年金基金の活動は、「専らまたは主として」個人に対する退職給付及びその補助的または付随的給付の管理または支給に係わるものでなければならないが、障害年金、失業給付、住宅借入金貸付など、退職手当と関連ないものに運用がされている可能性があること（パラ 10.11～10.13）
- 認定年金基金が、間接的投資に利用する団体または仕組みについても、適格性を有する可能性があること（パラ 10.17～10.18）

そして、解決策として、「退職給付が提供される制度の多様性を考えると、締約国が各国で使

⁹⁾ 財務省ホームページ「我が国の租税条約等の一覧」

(https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/tax_convention/tax_convention_list_jp.html)（令和7年5月25日最終閲覧）。

¹⁰⁾ 藤井大輔「新日英租税条約について」ファイナンス 2006年9月号15頁。

用される主要な年金の仕組みを見直し、様々な制度の類型に『認定年金基金』の定義が適用されるかどうか、より一般的には、締約国間の租税条約の規定がこのような年金の仕組みにどのように適用されるのかを明確にすることはしばしば有効である。これは相互協議手続きを通じて、条約の交渉時またはその後に行うことができる。」(第4条(居住者の定義)に関するコメント・パラ8.10)と示唆している。日英租税条約等の交換公文も、その線に沿ったものであろうし、後述の米国・マルタの相互協議合意による解決もその例であろう。

一方、そもそも各国の年金制度が多様であることに加え、年金制度にかかる国内法が改正され制度自体が変遷する可能性もあること、また条約改正交渉自体、時間がかかり頻繁に行われるものではないことを考えると、交換公文や条約文言による明確化が望ましいものとはいえ、現実には全てのケースをカバーするのは難しいこともあるのではないかと推察する。実際に、後述の米国の例では、マルタの権限ある当局間で、条約適格となる年金基金の定義に関し合意に至った後も、マルタの退職年金制度を悪用したケースを「Dirty Dozen」として指定して濫用のケースを注視し続けており、その一例ではないかと考える。

また、我が国特有の問題として、「特別法人税」をどのように考えるか、という問題もある。租税条約上、免税適格となる要件の一つに、“年金基金の資金運用について、居住地国において租税を免除されていること”という要件が課されていることが多いが、前述のとおり、我が国では、投資運用益への課税に代わるものとして、積立金残高に対して特別法人税が課されることとなっている。現在、特別法人税は停止中であるものの、租税免除の要件を充たさないとして、条約上の「年金基金」に該当しないのではないかと疑問が呈されないとも限らないであろう。この点、日米租税条約2003年議定書第3条、2006年日英租税条約議定書第1条等では、特別法人税が課される場合においても、租税を免除される者として取り扱われるとされており、このように、別途、明確化されていれば問題はない。

5 諸外国の事例

上記のとおり、「年金基金」のクロスボーダー投資所得の減免税について、配慮が必要なことがコメントからも窺えるところであるが、欧米において実際に問題となった事例について以下考察したい。なお、後述(3)(4)は、租税条約の適用の問題ではなく、国内税法上の適用の問題のようである。

(1) イタリアの最高裁判決の例⁽¹⁾

日本の年金基金が、特定の金融資産の運用を日本の信託銀行に委託し、米国のリミテッド・パートナーシップを通じて受領したイタリアの株式の配当について、日本イタリア租税条約に基づき、軽減税率の適用を求め、源泉所得税の還付請求を行ったが、イタリア当局が還付を認めなかった事例がある。

日本の年金基金が原告となって訴訟になったが、2009年2月29日、イタリア最高裁判所は、当該米国のリミテッド・パートナーシップを法人であるとし、仮に法人でないとしても日本イタリア租税条約上、受益者条項がないので日本の年金基金には、軽減税率の適用を受ける資格がないとして、日本の年金基金の請求を棄却した。

この事例は、米国のリミテッド・パートナーシップの法人該当性が問題となった事案である

⁽¹⁾ 今村隆『課税権配分ルールのメカニズム』327頁(中央経済社、2020)。

が、複層的な投資構造でグローバルに投資がなされている現状⁽¹²⁾を示しているものでもある。

(2) 米国におけるマルタ年金ファンドのケース⁽¹³⁾

米国の内国歳入庁（IRS）は毎年、「Dirty Dozen（疑わしい 12 の取引）」と呼ばれるリストを作成し、悪質な租税回避や脱税に関する取引を公表して納税者への注意喚起を図っているが、マルタ年金プランは、2021 年に初めて「Dirty Dozen」のリストに掲載され、2024 年度もリストへの掲載が続いている。

米国・マルタ租税条約では、「年金基金」の定義が広がっているようであり、年金基金には、マルタで設立され、不動産からの所得にのみ課税される年金基金または制度である個人（信託、パートナーシップ、会社など）が含まれているとされる⁽¹⁴⁾。また、マルタの国内制度上、年金基金への現金以外の拠出も可能となっている。米国納税者は、租税条約の規定を利用して、米国で税金が発生することなく、多額の含み益を持つ資産をマルタの年金プランに移管し、その後、年金プランがこれらの資産を売却することで、プラン内で利益が積み上がり、また年金プランからの分配においても、米国の税金を最小限に抑える、または免税となる可能性があったようである。

2021 年 12 月、米国とマルタは権限ある当局間の合意に至り、これにより条約に基づく年金の定義が狭められ、マルタ年金制度を通じてこれまで享受されてきた税制優遇が制限された⁽¹⁵⁾が、マルタの退職年金制度を利用した悪質なケースは継続しているようで、IRS は、2023 年 6 月にマルタ年金制度を「リストされた取引」に分類する規制案を発表した⁽¹⁶⁾。

(3) ドイツにおけるカナダの年金プランの事例⁽¹⁷⁾

⁽¹²⁾ 階層化構造の下で証券投資を行う外国投資家に支払われる投資所得にかかる源泉徴収手続きについて、問題提起をするものとして、宮崎裕子「クロスボーダー投資と源泉徴収制度のあり方に関する一考察」金子宏編『租税法の発展』有斐閣（2010）657 頁。

⁽¹³⁾ Kim Blanchard. (2022). "Defining 'Pension or Retirement Benefits' for Tax Treaty and Other Purposes" Tax Management International Journal (<https://www.weil.com/-/media/files/pdfs/2022/february/defining-pension-or-retirement-benefits-for-tax-treaty-and-other-purposes.pdf>)（令和 7 年 5 月 25 日最終閲覧）。

Matthew L. Roberts. (2023). "IRS targets Malta pension plans: Compliance options" The Tax Advisor HP (<https://www.thetaxadviser.com/issues/2023/dec/irs-targets-malta-pension-plans-compliance-options/>)（令和 7 年 5 月 25 日最終閲覧）。

⁽¹⁴⁾ Hone maxwell LLP. (May 9, 2024). "Malta Pension Plans, the Dirty Dozen, and IRS enforcement" (<https://honemaxwell.com/malta-pension-plans-the-dirty-dozen-and-irs-enforcement/>)（令和 7 年 5 月 25 日最終閲覧）。

⁽¹⁵⁾ IRS. (December 21, 2021). "United States, Malta sign a CAA confirming pension fund meanings" IR-2021-253(<https://www.irs.gov/newsroom/united-states-malta-sign-a-competent-authority-arrangement-caa-confirming-pension-fund-meaning>)（令和 7 年 5 月 25 日最終閲覧）。

⁽¹⁶⁾ Internal Revenue Bulletin No. 2023-26 (June 26, 2023). P1088.

納税者が Listed Transaction に参加した場合、参加した年ごとに Form 8886 を IRS に提出しなければならず、Dirty Dozen よりも、一段階上の悪質な租税回避取引として、IRS の監視、調査の対象となる。

⁽¹⁷⁾ WTAX. (Apr 11, 2023). "German Supreme Court Denies Canadian Pension Fund's Appeal in ECJ Reclaim Case" (<https://blog.wtax.co/wtax-blog/german-supreme-court-denies-canadian-pension->

ドイツ国内法では、国内の年金基金が受領する投資所得に対する源泉所得税について、全額還付される仕組みがある一方、国外の年金基金が受領する投資所得については 15%の源泉所得税が課税され、還付されることなく完結されることとなっていた。カナダ国内の免税団体である College Pension Plan は 2011 年 12 月にドイツ税務当局に、このような取扱い、EU の基本理念の一つである「資本の移動の自由 (free movement of capital)」に反するとして、2007 年から 2010 年分のドイツ国内投資に係る源泉所得税の還付を求めたが、ドイツ税務当局が請求を認めなかったため、訴訟になったものである。

2019 年 11 月 13 日、ECJ (欧州司法裁判所) は、「College Pension Plan が、ドイツ国内の年金基金と同様に、年金債務のために本件配当を使っていたのならば、本件の還付請求を認めないのは、“資本の移動の自由”の原則に反する。」として、College Pension Plan の訴えに沿った裁定 (Ruling) を出し、「年金債務の問題は事実問題である」として、本件がドイツ国内裁判所に差し戻された⁽¹⁸⁾。

2022 年 12 月 1 日、ドイツ最高裁は、「カナダの College Pension Plan は、ドイツ法に則った会計処理となっておらず、将来の年金債務について報告が適切にされていない。この点において、ドイツ国内の年金基金とは同様のもの (Comparable) ではなく、源泉所得税の還付は認められない。」として、College Pension Plan の訴えを棄却し、最終的に、源泉所得税の還付が認められなかった。

(4) スペインにおけるカナダの年金ファンドのケース⁽¹⁹⁾

上記ケースと同様に、カナダ国内の年金ファンドが、2007 年から 2010 年分のスペイン国内への投資に係る配当の源泉所得税について、スペイン国内の年金ファンドよりも不利な取扱いになっているとして、スペイン当局に還付を請求した事例である。

当時、スペイン・カナダ租税条約では、年金基金又は年金計画が受領するクロスボーダーの配当に関して、源泉所得税の免除は定められていなかった。また、スペインでは、2011 年に国内税法において、EU 域内で設立された年金基金と同様の国外の年金基金 (EU comparable pension fund) に対して、源泉所得税の免除規定を定めているが、本件は、それ以前のケースであり、国内法上の枠組みもなかったようである。

2020 年 12 月 22 日、スペイン最高裁判所は、国内の年金基金は源泉所得税が免除されているのに本件の還付請求を認めないのは、EU の“資本の移動の自由の原則”に反するとして、カナダの年金基金の訴えを認める決定を出し、源泉所得税の還付が認められることとなった。この理由は、上記 2019 年 11 月 13 日の ECJ の裁定と同様の考え方ようである。この最高裁の決定では、カナダの年金基金が EU 型の年金基金と同等か否かは租税条約上の情報交換で確認が可能とも指摘している。

funds-appeal-in-ecj-reclaim-case/) (令和 7 年 5 月 25 日最終閲覧)。

⁽¹⁸⁾ Case C-641/17, College Pension Plan of British Columbia v. Finanzamt München Abteilung III, 2019 E.C.R.

⁽¹⁹⁾ EY Tax News Update (U.S. Edition). (January 26, 2021) . "Spanish Supreme Court issues favorable decision on reclaims by non-Spanish pension funds" (<https://taxnews.ey.com/news/2021-0186-spanish-supreme-court-issues-favorable-decision-on-reclaims-by-non-spanish-pension-funds>) (令和 7 年 5 月 25 日最終閲覧)。

この(3)(4)の例は、自国の年金基金と同等のもの（comparable）であるか否かが、要件として重視された。具体的に会計処理のどのような差異が問題になったのかは不明であるが、同等性の要件について、客観的かつ明白な基準があれば、比較的容易に判断がつくであろうが、そうでない場合、国外の年金基金（及びその資産運用の委託を受けた国内の金融機関）にとって難しい要件のように思われる。しかし、年金基金をはじめとする機関投資家の対外投資については、いわゆるグローバルカストディアンと呼ばれる金融機関が仲介管理をしている現状に鑑みれば、専門家を有するカストディアンと税務当局との間において問題の未然防止が図られている面もあるのではないかと推察する。

6 条約減免税の手続

以下、「年金基金」に限らず、条約減免税の一般的な手続きについても考察したい。

(1) 外国の居住者が我が国において源泉所得税の減免を受けるための手続

我が国において、一般的に、租税条約に基づく所得税の軽減又は免除を受けるためには、源泉徴収の対象となる国内源泉所得の支払を受ける者が、「租税条約に関する届出書」を、特典条項を有する租税条約の場合には、これに加え「特典条項に関する付表（様式 17）」を支払の日の前日までにその源泉徴収義務者を經由して源泉徴収義務者の納税地の所轄税務署長に提出する必要がある（租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令第 2 条、第 9 条の 5 他）。

これらの届出書等には、居住者証明書などを添付することになるが（同省令第 2 条第 5 項、第 6 項、第 9 条の 5 第 1 項）、所得の支払者に居住者証明書を提示し、特典条項条約届出書に記載した氏名又は名称その他の事項について所得の支払者の確認を受けたとき（特典条項条約届出書にその確認をした旨の記載がある場合に限る。）は、居住者証明書の添付を省略することができることとなっている（同省令第 9 条の 10）⁽²⁰⁾。

この届出書等の様式は、国税庁のホームページでも公表しているが、居住者証明書については、受領者（相手国の居住者等）に、居住地国において手続を行ってもらうことになる。例えば、米国の居住者の場合、IRS に Form 8802 を提出し、Form 6166（U.S. Residency Certification Letter）を入手することとなる。

また、配当等の支払を受ける前に、上記の手続きがなされなかった場合には、通常の源泉所得税率で課税されることとなるが、後日「届出書」とともに「租税条約に関する源泉徴収税額の還付請求書（様式 11）」を、支払者を通じて、支払者の納税地の所轄税務署長へ提出することで、軽減または免除の適用を受けた場合の源泉徴収税額と、国内法の規定による税率により源泉徴収された所得税額および復興特別所得税の額との差額について、還付を請求することができることとなっている。

特典条項を有する相手国の居住者である年金基金の場合、我が国の税務当局に提出する「特典条項に関する付表（様式 17）」には、設立等の根拠法令や非課税の根拠法令等を記入するこ

⁽²⁰⁾ この場合、上記の確認をした所得の支払者は、租税条約に関する届出書の「その他参考となるべき事項」の欄に①確認をした旨、②確認者の氏名、③居住者証明書の提示を受けた日及び④居住者証明書の作成年月日をそれぞれ記載するとともに、提示を受けた居住者証明書の写しを作成し、提示を受けた日から 5 年間その国内にある事務所等に保存することとなる（実施特省令第 9 条の 10）。

となる。また、この付表（様式 17）には、相手国政府の発行する居住者証明書のほか、「特典条項の適用を受けることができるとする理由の詳細を明らかにする書類」（以下、「適格性証明書類」という。）を添付することとされている（同省令第 9 条の 5 第 1 項）。

さらに、特典条項を有しない租税条約の場合の届出書や、還付請求書への添付書類については、原則として、「条約相手国の権限ある当局が、その者が条約の適用（免除）を受けることができる相手国等における居住者であることを証明する書類」を付すことが必要であるが、例外として、「居住者証明書」と「条約の規定に定める要件を満たすことを明らかにする書類」（これについても、以下、便宜的に「適格性証明書類」とする。）でもよいとされている（同省令第 2 条第 5 項、第 6 項、第 9 項）。

条約適格であることを明らかにする適格性証明書類について、特に様式や要件は定まっていないため、公的機関による証明だけでなく、仲介に立つカストディアン⁽²¹⁾の証明（宣誓書的なものも含む）や条約免税を求める非居住者自らの宣誓書なども認められる（自己宣誓方式）ということになるだろう。

なお、租税条約実施特例法の届出書について、租税条約上の税の軽減または免除の手続要件ではないとした事例⁽²¹⁾がある一方、特定民間国外債（措置法 6 条 9 項）で非居住者に支払った利子に関して、利子受領者確認書の提出期限までの提出が利子非課税規定の適用要件とされた事例⁽²²⁾もある。税の減免の措置は、特例的なものであって、届出等の手続きは、適正な執行を担保するために必要不可欠なものであることを考えると、上記の届出書等の提出は、条約上の減免税の適用を受けるための要件と解すべきと考える。

（2）我が国の居住者が条約相手国において源泉所得税の免除を受けるための手続

源泉所得税の免除を受けるために相手国の税務当局又は源泉徴収義務者等に提出する届出書は国ごとに異なっており⁽²³⁾、届出書の提出の際、日本での手続きと同様、居住地国（日本）で発行する居住者証明書の添付が求められることが多い。そしてこの居住者証明書は、相手国での源泉所得税の免除を受けようとする租税条約の受益者が、その所轄する我が国の税務署に証明請求を行うことで入手可能である。

この居住者証明書の様式については、提出先国等によりその様式が定められている場合と様式が定められていない場合があるが、提出先国等の様式が定められていない又は提出先国の様式では居住者証明書の発行が行えないと税務署長が判断したときは、国税庁様式（様式 124-308）により、交付請求書の受理及び居住者証明書の発行を行うこととなる。ただし、この場合も証明書を請求する者が任意で作成した様式があるときは、これに対応することも差し支えないとされている⁽²⁴⁾。

租税条約上の「居住者」であることを証明するときに、相手国が、将来の期間についても「居住者」であることの証明を求めることがある。イタリアやインドネシア当局を提出先とする居住者証明書がそれにあたるが、将来の期間まで「居住者」であることを税務署長が証明するの

⁽²¹⁾ 東京地裁平成 27 年 5 月 28 日判決（訟務月報 63 巻 4 号 1252 頁）。

⁽²²⁾ 東京高裁令和 3 年 9 月 30 日判決（訟務月報 68 巻 6 号 537 頁）。

⁽²³⁾ 例えば、米国の場合、Form W-8BEN-E（法人の場合）又は Form W-8BEN（個人の場合）を源泉徴収義務者等に提出することになる。

⁽²⁴⁾ 国税庁・タックスアンサー No.9210 居住者証明書の請求（国税庁ホームページ）。

は事実上、無理がある。そのため、将来期間についての居住者証明は、納税者から将来にわたっても居住者である旨の「宣誓書」を提出してもらうことで、相手国の求める居住者証明書の発行を可能としており、国税庁のホームページ⁽²⁵⁾において、その旨が明確にされている。

前述(1)のように、居住者証明書に加え、条約適格であることを明らかにする適格性証明書類の添付を求められることもあれば、米国のように、条約免税届出書に、適格性を宣誓するような文言が入っている国もある。そもそも適格性証明書類は、どこまで詳細であるべきなのか、特に源泉徴収義務者や仲介に立つ適格仲介人に詳細な確認義務を課することが可能なのかも考えると、詳細な証明を求めることは実際には難しいようにも思えるが、条約上の減免税のメリットは大きく、濫用のリスクも考慮された手続きが必要であろう。

(3) 「年金基金」の適格性証明書類

前述3のとおり、租税条約上の免税適格となる「年金基金」の要件は、主に、「①一方の締約国の法に基づいて組織されること。②当該一方の締約国において主として退職年金その他これに類する報酬の管理又は給付のために設立され、かつ、維持されること。③②の活動に関して当該一方の締約国において租税を免除されること。」である。

税務署長に対し、居住者証明の発行を求められた場合、単なる居住者であることの証明であれば、それほど難しいことではないと思われるが、問題は、上記3要件のうち、②又は③についてまでも証明を求められる場合である。

要件②については、年金基金によっては、難しい場面もあることが想定される。例えば、規約型年金について、租税条約上、独立した「者」とみなされることがなければ、年金事業以外の本業を持つ企業本体が適用対象者となるため、「主として」年金の管理又は給付のために設立された、と言えるかどうか、判断は難しいであろう。また、租税条約上、独立した「者」とみなされる年金基金や年金計画であっても、年金給付以外の互助的な事業（例えば、宿泊などの福利厚生事業など）を主たる事業の一つとして行っている場合に、年金事業が「主たる事業」であるか否か疑義が生じる可能性もあり得る。

さらに、「年金事業」の判定基準は、相手国での源泉課税に関するものであるから、年金基金が設立された国の法制度ではなく、相手国の制度を参照した上での解釈が必要となる可能性もある。「年金事業」該当性について、相手国の免税適格となる「年金基金」の定義の基準がわからなければ、自己宣誓方式にし、我が国の税務当局や第三者が証明する方式にし、正確には判断できず、正確な適格性証明書類を作成すること自体、難しくなることも想定される。

要件③に関しても、税金の納付状況の証明であれば、通常の証明事務の範囲内であれば可能であろうが、将来についての年金基金該当性の証明を求められる場合には、現在停止中の特別法人税をどう判断要素に入れるべきか悩ましい問題もある。

このように、我が国の年金基金や規約型年金等が、相手国に提出する居住者証明書や適格性証明書類に、免税適格となる「年金基金」該当性について、厳格かつ詳細に証明を求められることがあれば、そもそも適格性証明書類を作成すること自体が難しくなり、条約免税の機会を失いかねないことも十分考慮しなければならない。

結局、それらを考慮すると、我が国の現行実務のように、適格性証明書類について詳細な要

⁽²⁵⁾ 国税庁・前掲注(244)。

件を定めず、免税を求める国外の年金基金又は仲介のカストディアンによる「条約上の免除要件を充たす」とする自己宣誓に委ねるということは1つの現実的な方策となろう。自己宣誓方式による場合、免税適格の詳細についての証明はいったん国外年金基金あるいはカストディアンの善意に委ねることになるため、租税条約を濫用するケースで悪用されるおそれもなくはないが、例えば、「(相手国の) 税務当局から要請があれば、(宣誓者は) ○○についての必要な詳細情報を開示する準備がある」といった内容も含めて宣誓する形のものであれば、相当程度実効性を担保できるものと考えられる。その上で、租税条約上の情報交換等によって、税務当局において必要な対応を行うことも十分可能であると考えられる。

いずれにしろ、租税条約上の届出書や居住者証明書等の添付書類は、条約相手国に求められて発行するものであるから、相手国がどのような様式や要件を求めるかということが第一にあり、その状況を踏まえた対応ということにはなるだろう。

なお、日英租税条約、日蘭租税条約等の適用においては、交換公文で、免税適格となる年金基金の該当性が詳細に定められているため、証明書には法令の適用条文を示すのみで足り、詳細な年金基金該当性を証明する問題は、起こりにくいであろう。そのような点で、条約上または交換公文等での明確化の意義があると思われる。

(4) 最近の諸外国での条約上の減免税手続をめぐる動き

イ スペインの例

年金基金のクロスボーダー投資所得への税の減免税手続に関する諸外国の情報はなかなか入手できないが、ネット情報ではあるが、スペインの例⁽²⁶⁾を紹介したい。

2019年に、スペイン国内税法が改正され、年金基金や投資ファンドがスペイン国内投資に係る源泉所得税の減免税を受ける際の手続きが以下のとおり定められている⁽²⁷⁾。

- (i) EU 指令により規制される年金ファンド (EU 域内で設立された年金ファンド) は、その年金ファンドが設立された国の権限ある当局又は規制当局から発行される証明書により、居住者性 (tax residency) が証明される。その証明書には、年金ファンドの性質、住所地、設立日、規制当局の番号、設立された国が記載されなければならない。
- (ii) 上記以外の年金ファンドで、スペインの国内の年金ファンドと同等のその他の年金ファンドは、年金ファンドの代表者の宣誓書により、居住者性が証明される。宣誓書は、スペイン財務省が定める様式により、1年間有効である。

EU 域内と域外の年金基金で、手続きに差異がある理由は不明であるが、EU 域外の場合に、自己宣誓の証明方式が採用されている点や、EU 域外の年金ファンドの場合に、スペイン国内の年金ファンドと同等の、という要件がある点は興味深い。

ロ 共通手続きへの動き

条約届出書や適格性証明書類は、国ごとに異なる状況であるが、手続きや様式が共通化さ

⁽²⁶⁾ スペイン税務当局 (Agencia Tributaria) ホームページ上の情報による。

(<https://www.boe.es/eli/es/rd/2019/10/18/595>) (令和7年5月25日最終閲覧)。

⁽²⁷⁾ Royal Decree 595/2019 of 18 October 2019

れ、またデジタル化されたものが可能であれば、作成者側の負担も減るであろうし、より迅速な手続きが可能になるように思われる。

OECD では、証明集団投資ビークル (CIV s) への租税条約の適用について、2010 年に報告書が公表され、それを受けた Implementation Package ⁽²⁸⁾において、クロスボーダー投資に関する源泉所得税の減免の手続きについて、適格仲介人 (Authorized Intermediary) の制度や共通の手続きが提言された。

また、EU では、2024 年 12 月に FASTER 指令 (Faster and Safer Tax Relief of Excess Withholding Taxes (FASTER) Directive) が採択され、EU 共通のデジタル居住証明書の創設、認定金融仲介業者の国家登録、EU 認定金融仲介業者ポータル の作成等の導入が決まっている (適用日は 2030 年 1 月 1 日) ⁽²⁹⁾。

FASTER 指令では、EU の大手金融仲介業者は、認定金融仲介業者の国家登録簿への登録が義務付けられ、認定金融仲介業者を通じて EU に投資する納税者は、源泉徴収税の迅速な手続きの恩恵を受け、配当金支払いに対する二重課税を回避できるとされる。そして、認定金融仲介業者は、配当金や利息の支払いに関するデータを関係税務当局に報告する義務を負うが、これにより、税務当局は配当金を支払った企業から最終投資家までの支払いを追跡できるようになり、潜在的な濫用を検知することができるようにになるとされている。

今回の FASTER 指令では、年金基金に関する手続きは、特に公表されていないが、手続きが共通化・データ化されることは、年金基金の事務を受託する金融機関の負担減や迅速な減免税の手続きにもつながるのではないかと考える。従来の感覚では、迅速な還付制度への移行は、税務当局によるチェックの厳格化とある意味、トレードオフになるように思われるが、データを活用した追跡などを活用することで、そのような懸念は払拭されることになるのであろう。今後、詳細がどのように整備されていくのか、動きが注目される。

7 さいごに

本稿では、年金基金のクロスボーダー投資所得への減免税について、条約上の規定や減免税の手続きについて、概括的に検討した。我が国では争訟事例などもないため、制度の紹介的なものが多かったが、国際源泉課税の中で、重要な制度の一つであり、手続き面も含め、今後も検討を続けたい。

⁽²⁸⁾ OECD. (September 2010). “The Granting of Treaty Benefits with respect to the Income of Collective Investment Vehicles” .

⁽²⁹⁾ COUNCIL DIRECTIVE(EU) 2025/50 of 10 December 2024 on faster and safer relief of excess withholding taxes